

(案)

電気需給契約書 (単価契約)

- 1 件名 クリーンセンター電気需給 (単価契約)
- 2 履行場所 四街道市クリーンセンター
- 3 履行期間 令和元年9月1日0時から令和3年8月31日24時まで
- 4 電気料金
- (1) 基本料金 契約電力1キロワットにつき 円 (月額)
- (2) 電力量料金
- ① ピーク時間 1キロワット時につき 円
- ② 昼間時間 (夏季) 1キロワット時につき 円
- ③ 昼間時間 (他季) 1キロワット時につき 円
- ④ 夜間時間 1キロワット時につき 円
- ⑤ 燃料費調整 1キロワット時につき関東管内の旧一般電気事業者の小売部門が採用する単価
- (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金
1キロワット時につき関東管内の旧一般電気事業者の小売部門が採用する単価
※電気料金 (単価) は、すべて消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。
※基本料金については、第6条第2項ただし書の規定により力率による調整を行う。
※電力量料金のうち燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は、すべての時間帯の電力量に適用する。
- 5 支払方法 毎月後払い
- 6 契約保証金 免除

発注者四街道市 (以下「甲」という。) と受注者 (以下「乙」という。) は、本契約書とクリーンセンター電気需給仕様書に基づき、本契約を締結する。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

住所 千葉県四街道市鹿渡無番地

甲

氏名 四街道市
四街道市長 佐渡 斉 印

住所

乙

氏名 印

(契約の目的)

第1条 乙は、本契約に基づき甲の設置する四街道市クリーンセンターで使用する電気を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約電力)

第3条 各月の契約電力は、910キロワットとする。

2 契約電力を変更する必要があるときは、甲乙協議の上これを変更する。

3 甲が契約電力を超過した場合は、契約超過金の支払いについて甲乙協議の上、甲の支払が適当であると認められたときは、甲は当該協議において決定された金額を超過金として乙に支払うものとする。

(計量)

第4条 計量日は原則として毎月1日午前0時とし、乙は計量日時に記録された電力量により使用電力量を計量し、その結果を甲と共有するものとする。

(料金の算定期間)

第5条 料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とする。

(電気料金の算定)

第6条 電気料金は基本料金、電力量料金（関東管内の旧一般電気事業者の小売部門が需要家に適用する燃料費調整を含む。）及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とする。ただし、それらの金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 基本料金は、第3条第1項に規定する契約電力に本契約書冒頭の4. 電気料金に規定する基本料金単価を乗じ算出するものとする。ただし、当該月の力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その1パーセントにつき基本料金を1パーセント割増するものとする。

3 電力量料金は、本契約書冒頭の4. 電気料金に規定する各電力料金単価に、対応する使用電力量を乗じ算出するものとする。

(料金の支払い及び遅延利息)

第7条 乙は、第4条の規定による検査の終了後、前条の規定により算出した電気料金を1か月毎に甲へ（四街道市クリーンセンターへ書面にて）請求するものとする。

2 甲は乙からの適法な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に当該料金を支払わなければならない。

3 前項の場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）の改正等により、この

契約を締結した後に消費税額に変動が生じたときは、この契約を変更するものとする。

- 4 甲は前項の約定期間内に対価を支払わなかった場合は、遅延利息として約定期間満了日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、政府契約の支払遅延等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（契約の解除）

第8条 次の各号のいずれかに該当するとき、甲は、本契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 乙が、天災その他不可抗力の原因によらないで、電気を供給する見込がないと甲が認めたととき。
- (2) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正行為があったとき。
- (3) 乙が、本契約条項に違反したとき。
- (4) 乙が、正当な理由がないのに業務に着手すべき時期を過ぎても、これに着手しないとき。
- (5) 乙が、正当な理由がないのに、甲の指示に従わないとき。
- (6) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- 2 前項の規定により本契約が解除された場合において、乙は甲にその損失の補償を求めることができない。
- 3 乙は、第1項の規定により本契約が解除された場合において、契約代金（供給済の電力量等があるときは、これに相当する契約代金相当額を控除した額とする。）の10分の1に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分につき、賠償を請求することを妨げるものではない。

（損害賠償）

第9条 乙は、自己の責により甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しな

ければならない。

- 2 第三者の行為により電気の供給停止等を生じた場合において、甲が当該第三者に損害賠償の請求をするときは、乙は甲に協力するものとする。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第10条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更又は解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定により契約を変更され、又は解除された場合に損害が生じたときは、甲にその損害の賠償を請求することができる。この場合における賠償額は甲乙協議して定める。

(約款の準用等)

第11条 本契約条項に定めのない事項については、関東管内の旧一般電気事業者の小売部門の「電気受給約款[高圧]」（以下「約款」という。）によるものとする。

- 2 本契約条項について疑義があるとき又は本契約書、クリーンセンター電気需給仕様書及び約款のいずれにも定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

(秘密の保全)

第12条 乙は、この契約によって知り得た内容を契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。

(管轄裁判所)

第13条 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、甲の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。